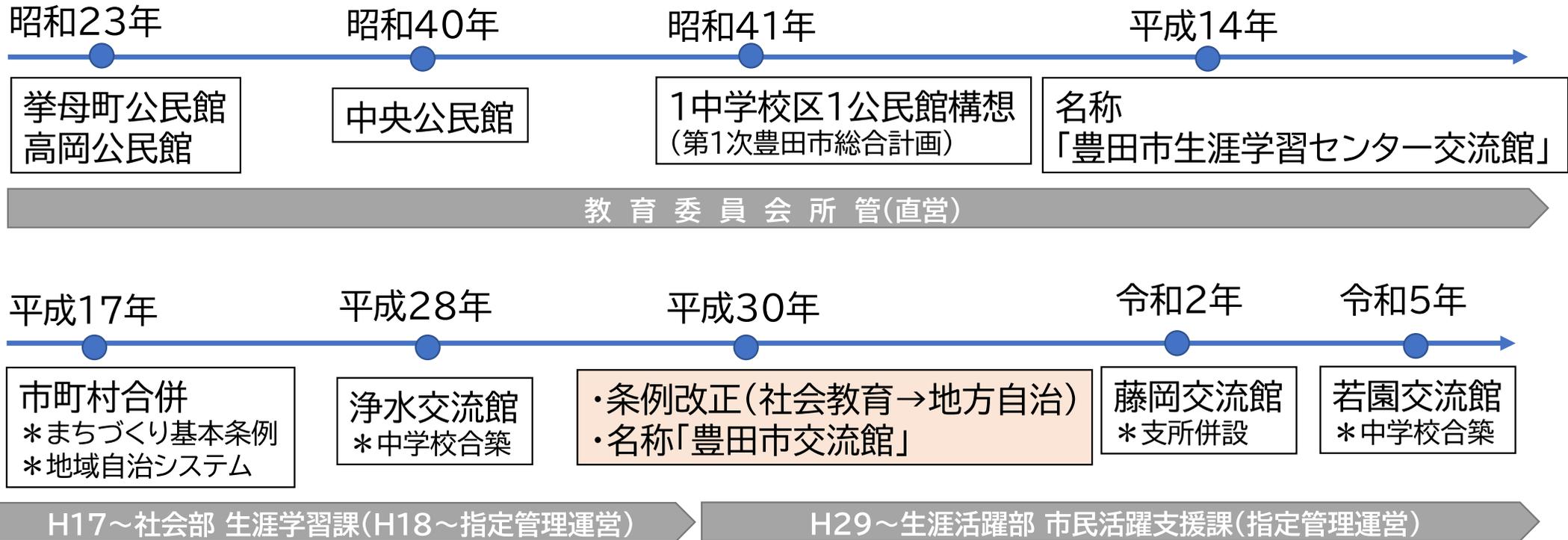


参考 1

豊田市交流館の概要

豊田市交流館の変遷(主なもの)



- 昭和23年に教育委員会において公民館を設置。以降、中学校区ごとに1館ずつ公民館を整備
- 平成14年に生涯学習及び地域の交流拠点を目指して、「豊田市生涯学習センター交流館」へ名称変更
- 平成17年に市町村合併以降、都市内分権を推進。併せて、所管を市長部局へ移管。
- 平成30年に社会教育からの発展と市民活躍の場としての機能向上のため、一般行政施設へ転換。併せて、「豊田市交流館」へ名称変更。

交流館の概要

- 交流館数：**28館** ＊中学校区に1館

- **単独タイプ(17館)**
- **支所・出張所・コミュニティセンター併設タイプ(9館)**
 - ・旭、石野、井郷、稲武、上郷、下山、藤岡、保見、松平
- **中学校併設タイプ(2館)**
 - ・浄水、若園

<人員>

- ・館長1名、主任主事1名
- ・主事3～4名
- ＊施設状況により臨時職員等あり

- 設置条例：**豊田市交流館条例**(根拠法令:地方自治法)
- 設置目的：市民の生涯にわたる**学び・交流**並びに市民**活動**の促進を図ること
で、**共働のまちづくり**を推進のうえ、**自立した地域社会**の実現する。

交流館の運営体制

<交流館運営委員会>
・自治区、学校、利用者、企業など、
10名程度の委員で組織
・交流館が事務局を務める

地域

交流館運営委員会
*地区ごとに設置



豊田市

生涯活躍部
市民活躍支援課

指定管理基本協定

指定管理者

(公財)文化振興財団

総務部交流館課

統括

28館

運営

施設利用について

●開館日

火曜日～日曜日 *月曜日(祝日を除く)及び年末年始(12月28日～翌年1月4日)は休み

●利用時間

午前9時～午後9時 *

●部屋等の利用時間区分

3時間区分、1時間区分 *館の実情に応じて区分は異なる ※予約システムにて予約

●施設概要

- ・貸し部屋等(多目的ホール、会議室、調理実習室、和室、工芸室など)
- ・ロビー、図書室(全館)
- ・スポーツ施設(石野・上郷・井郷・末野原・高橋・竜神・保見)
- ・子育て交流スペース

災害時は地区の防災対策地区活動拠点(災害応急活動等)

交流館の主な業務

1 施設の運営に関すること

- (1) 部屋等の利用許可に関する業務
- (2) 図書に関する業務(全館)
- (3) スポーツ施設に関する業務(石野・上郷・井郷・未野原・高橋・竜神・保見)
- (4) 子育てサロンに関する業務
- (5) 自販機の設置(全館)

2 施設の維持管理に関すること

- (1) 施設管理及び保守点検
- (2) 施設の修繕

3 事業に関すること

- (1) 事業の企画・実施
- (2) 市民の活動支援及びコーディネート
- (3) 施設及び事業に関する市民への周知

4 地域との共働に関すること

- (1) 交流館運営委員会の設置
- (2) 地区コミュニティ会議の事務局(会議、ふれあいまつり、二十歳のつどいなど)
- (3) 地域会議及び地域活動等との連携

交流館の運営に係る方針・運営体系

交流館運営の基礎となる「まちづくりの考え方」

市民の誓い

まちづくり基本条例

「共働によるまちづくり」と「都市内分権」を推進し自立した地域社会を実現

総合計画

「多様な豊かさを生み出す社会へ」

- ①つながり・関係性の拡がり・深まり
- ②あるものを生かす
- ③かけ算（組み合わせ）の思考
- ④多様な主体が楽しむまちづくり

交流館の理念及び運営体系

【交流館条例】 *地方自治法による(H30~)

生涯にわたる学び・交流・活動の促進を図る「地域の拠点施設」

【運営基本方針】 *指定管理者が作成

(1)地域の「学びの場、交流の場、活動の場」
としての機能の充実

(2)市民の活躍機会のコーディネート機能の強化

(3)個性豊かな地域社会の実現

【運営指針・計画】 *指定管理者が作成

年度重点取組（全館）



年度運営計画書/報告書（各28館）

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。



- 1 緑をはぐくみ、川を大切に、豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、文化の向上につとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、心の輪をひろげて、あたたかい町をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、住みよい社会をつくりましょう。

まちづくり基本条例

○ 自治の基本理念

豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、**都市と農山村とが共生するまちづくり**をすすめています。

わたしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。

これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、**共働によるまちづくり**を推進し、**自立した地域社会の実現**を目指すことを自治の基本理念に置き、まちづくり基本条例を制定します。

総合計画

総合計画は、豊田市のまちづくりの羅針盤

変化の激しい社会(VUCA時代)において、常に施策の見直しを前提とする計画

第9次総合計画(中間報告会)

つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた

WE LOVE とよた

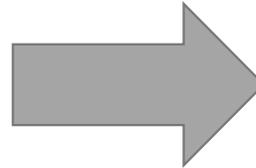
第8次
豊田市
総合計画

基本構想・後期実践計画

概 要 版

豊田市

新たな計画を策定中



ともにつくる
「とよたのミライ」

—豊田市次期総合計画 中間報告会—

現在、豊田市は令和7年度から始まる新しい豊田市総合計画の策定を進めています。総合計画とは、将来の豊田市の姿を見据えてめざすまちの姿を描き、それを実現するために何をすべきかまとめたものです。中間報告会では、市民のみなさまに総合計画の検討状況をお示しするとともに、「とよたのミライ」をともにつくっていくための意見交換を行います。

令和6年
6/15(土)
午後1時～午後3時15分
開場
午後0時30分

プログラム

- ①開会あいさつ 豊田市長
- ②総合計画検討状況について
- ③パネルディスカッション
こどもの学び・子育て・環境など、新しい豊田市総合計画で大事にしたいテーマについて、本市をフィールドに各分野で活動する市民の方に登壇いただき意見交換を行います。
- ④質疑応答(会場参加者のみ)

パネルディスカッション
ファシリテーター
牧野 篤(まきの あつし)
豊田市総合計画審議委員会 会長
東京大学大学院教育学研究科 教授

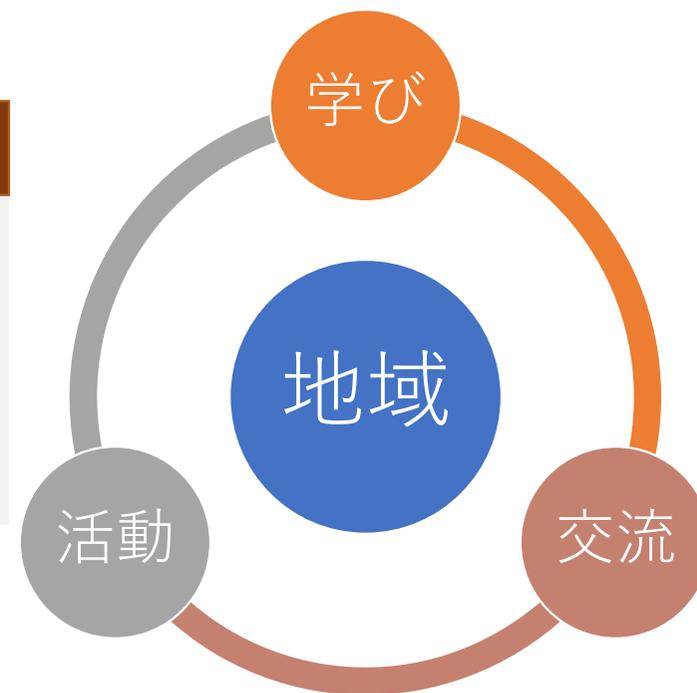
交流館条例

設置目的：市民の生涯にわたる**学び・交流**並びに市民**活動**の促進を図ること
で、**共働のまちづくり**を推進のうえ、**自立した地域社会**を実現する。



<設置目的を踏まえた交流館の役割>

地域の活動拠点として、
多様な主体による自主的な活動が展開されるよう
人と人、団体、活動をつなぐ支援を行う



交流館運営基本方針 *指定管理者にて作成

1 地域の「学びの場、交流の場、活動の場」としての機能の充実

- (1)魅力ある学び・交流・活動機会の提供
- (2)新たな利用者の開拓による活動の活性化
- (3)安全・安心・快適な施設運営

2 市民の活躍機会のコーディネート機能の強化

- (1)魅力ある学び・交流・活動機会の提供
- (2)新たな利用者の開拓による活動の活性化
- (3)安全・安心・快適な施設運営

3 個性豊かな地域社会の実現

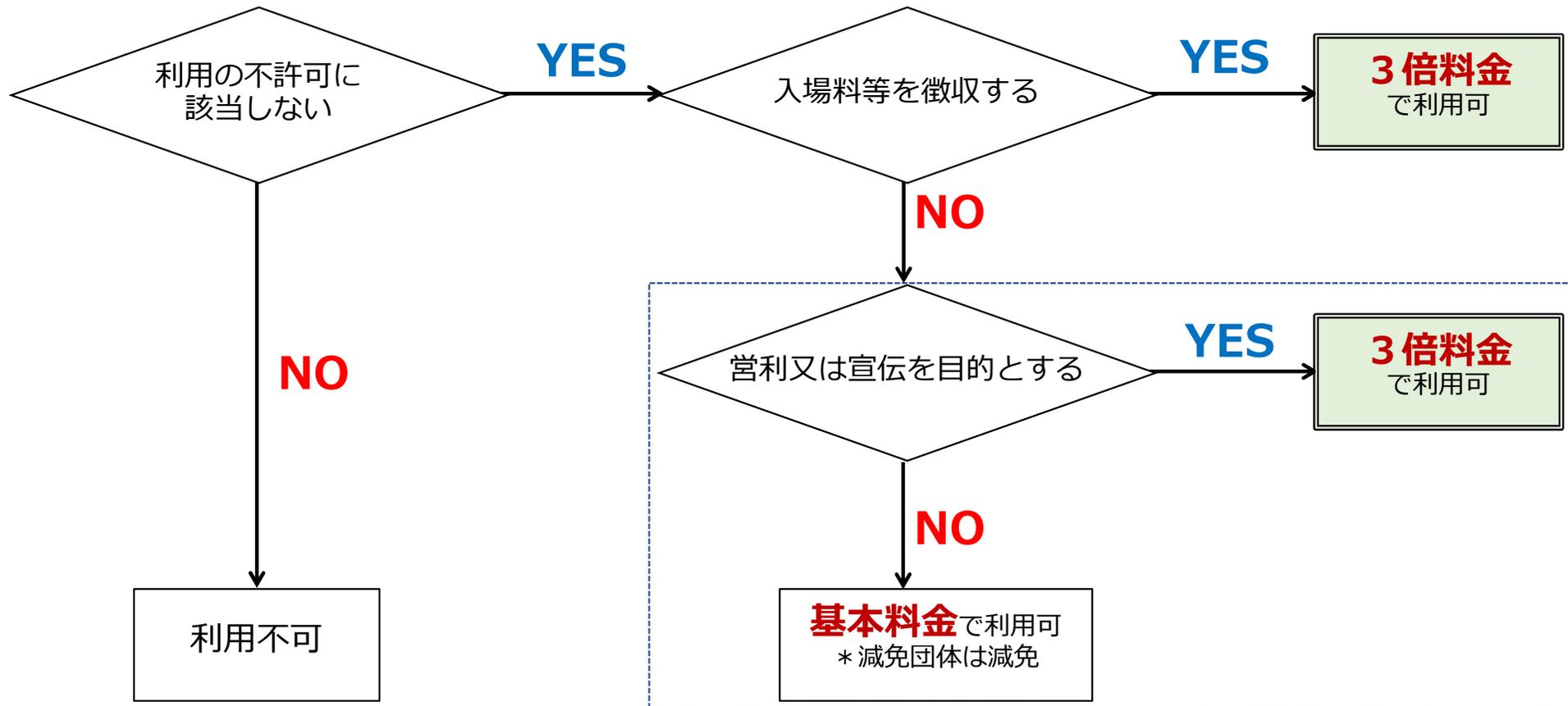
- (1)多世代が暮らしやすい地域づくりへの支援
- (2)地域特性を生かした交流館運営の推進
- (3)地区コミュニティ活動を通じた地域の担い手づくり

施設の使用料について

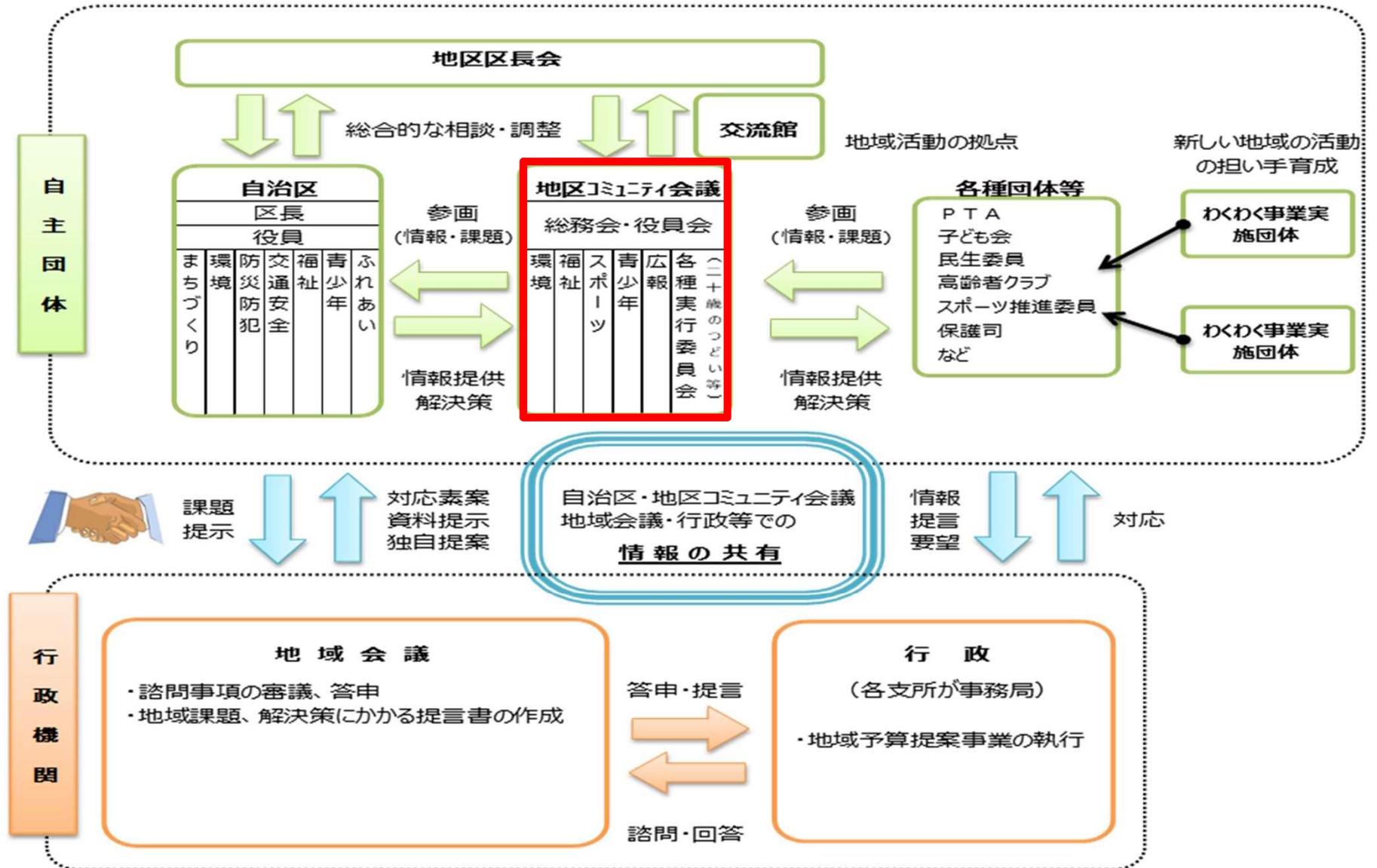
区 分	内 容
基本利用	<ul style="list-style-type: none"> ●部屋の種別・面積等に応じて設定した使用料
営利利用	<ul style="list-style-type: none"> ●営利利用は、基本使用料の3倍 下記のいずれかに該当した場合を営利利用と定義 なお、交流館の設置目的や地域の公益に合致しない営利的行為を伴う利用は不可 (1)入場料又はこれに類するものを徴収する場合 ・入場料 = 施設や催し会場に入る時の料金 【例】教室や塾の参加費、利益を見込むコンサートチケット等 ※利益 = 儲け(収益から費用を差し引いたもの) (2)営利又は宣伝を目的とする場合 ・営利目的 = その場で利益を得る活動 【例】有償サービス、販売、教室、塾等 ※会議、研修、健診等その場で利益を得ることを目的としない活動は非営利 ・宣伝目的 = 商品やサービス等の知識を説明し広く知ってもらう活動 【例】商品説明、募集、配布、勧誘、試食等 ※収益の有無は問わない
減免利用	<ul style="list-style-type: none"> ●市が認めた公益的な活動を行う登録団体が活動を行う場合は免除 【例】公共的団体、自治区、学校、ボランティア活動など
市外利用	<ul style="list-style-type: none"> ●市外の個人、事業所・法人、団体は基本使用料の2倍 ※市公共施設すべて同一基準

利用許可に関するフローチャート

* 予約システムにて利用希望者が確認する項目



関係図



交流館の建物状況 * 豊田市公共施設等総合管理計画から抜粋

- 目標使用年数

60年以上 *ただし、他施設との合築・複合化・機能集約の必要が生じた場合は総合的に判断

- 対策の優先順位の考え方

・交流館は、地域の拠点施設として、地域住民、地域団体、企業等の事業者などと互いにコミュニケーションをとりながら、あらゆる世代が地域に愛着を持ち、それぞれの持てる力を生かしあって活躍する「自立した地域社会の実現」を目指す施設。

・「原則、1 中学校区1交流館」の設置

・築30年以上の「藤岡南、稲武、足助、小原、旭、下山、猿投台、井郷、梅坪台、松平、崇化館、益富、末野原、上郷交流館」があり、

施設の築年数、劣化状況、利用状況等から、必要な対策や実施時期を総合的に判断。
また、支所併設交流館については、支所の修繕時期と合わせることで効率化を図る。